



その他の事例

CASE

17

外国人の日本入国に際しての短期滞在査証（ビザ）の免除、発給手続きの緩和が進みました。

規制改革前

外国人、特に東アジア諸国・地域を中心として我が国との往来に資する査証手続きの簡素化の要望がありました。

規制改革後

東アジア諸国・地域を中心に短期滞在査証についての手続きの緩和が進んでいます。

規制改革の効果

観光・ビジネス目的での入国者が増え、国際交流の増進や我が国経済の活性化につながることを期待されます。

2004年以降の主な緩和事項

対象国・地域	内 容
香 港	● SAR旅券保持者に対する短期滞在査証免除
マカオ	● SAR旅券保持者に対する短期滞在査証免除
韓 国	● 修学旅行生に関して査証免除 ● 短期滞在査証免除（2005年3月1日より2005年9月30日まで）
中 国	● 修学旅行生に関して査証免除 ● 団体観光短期滞在査証の発給対象地域拡大
台 湾	● 修学旅行生に関して査証申請提出書類の簡素化、査証料免除 ● 短期滞在査証免除
アジア・大洋州諸国 ロシア・NIS諸国	● 数次短期滞在査証の現地発給基準緩和 （査証有効期間の延長：1年から3年に）